

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

平成 30 年 7 月豪雨に係る災害関連工事における配置技術者の
途中交代の特例措置について (通知)

県発注工事における配置技術者の途中交代については、技術者の傷病、退職及び死亡等の真にやむを得ない場合を除き認めておりませんが、平成 30 年 7 月豪雨に係る災害関連工事のさらなる発注増加による技術者不足が、円滑な復旧の妨げとなることが懸念されることから、下記の要件をすべて満たす場合に限り認めることとしましたのでお知らせします。

なお、特例措置の適用に当たっては、新たに配置を検討する工事の入札までに、途中交代を希望する工事の発注機関から承認を得ることとし、途中交代については、落札決定後、契約締結までに行っていただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解のうえ、貴会員（組合員）に対する周知をお願いいたします。

記

- 1 新たに配置を検討している工事が平成 30 年 7 月豪雨に係る災害関連工事であること
- 2 配置技術者の途中交代を検討している既存工事が指名競争入札により落札した工事であること
- 3 既存工事の途中交代をしなければ、当該建設業者に災害関連工事へ配置可能な技術者がいない状況であること
- 4 途中交代により既存工事の品質確保等に支障がないと認められること

問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約係
筒井、木戸岡、西谷、安永
TEL : 089-912-2643 (係直通)